

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 農林水産省

No	17
対象税目	個人住民税（法人住民税）事業税（不動産取得税）（固定資産税）事業所税（その他）特別土地保有税、地方消費税、都市計画税
要望項目名	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 訪日外国人に対する医療は自由診療として行われており、通常は価格設定の制限はない。 しかし税制上優遇措置を受ける社会医療法人等※1の場合には、その優遇措置の要件として、自費診療においても社会保険診療報酬と同一の基準※2を請求することが求められており、訪日外国人に対して費用に見合った診療費を請求することができない。</p> <p>※1 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院等を開設する医師会等、福祉病院を開設する公益法人等、農業協同組合連合会が行う医療保健業（厚生連等） ※2 厚生連は、同等の内容が法人税法施行規則に「自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額以下」と規定</p> <p>・特例措置の内容 訪日外国人の診療において、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算された額を請求する」という社会医療法人等の税制上の優遇措置要件を見直し、社会医療法人等が費用に見合った額を請求できるようにする。</p>
〔関係条文〕	〔 法人税法施行規則第5条の2第1項第1号 〕
減収見込額	<p>[初年度] (-) [平年度] (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>

ページ

17 - 1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 この措置により、厚生連等が運営する医療機関は、訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、経営が安定することで地域における医療の場が確保されることにより農家組合員等の健康増進が図られ、農業の担い手の確保につながる。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、訪日外国人は増加傾向にあり、2017年では28,691,073人であった（独立行政法人 国際観光振興機構による推計）。こうした状況で、医療機関（厚生連等が運営する医療機関を含む。以下同じ。）は訪日外国人に医療を提供する必要性に迫られている。</p> <p>しかし、訪日外国人の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要がある、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。</p> <p>医療機関の安定的な経営のためには、訪日外国人から費用に見合った額を請求することが妥当である。そのため、訪日外国人の診療において「社会保険診療報酬と同一の基準により計算された額を請求する」という、社会医療法人等の税制上の優遇措置の要件を見直し、費用に見合った額を請求できるようにする必要がある。</p> <p>(参考) 内閣官房 健康医療戦略推進本部「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）（抄） ○外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築。</p> <p>【取組2-11】通訳等の附帯サービスの上乗せを含めた自由診療である外国人観光客向け医療に関する価格の合理的な設定方法の提示 ○厚生労働科学研究の研究結果に基づき、自由診療である外国人観光客向けの医療に対し、通訳等の附帯サービスの上乗せを含め価格の合理的な設定方法を提示する。 ○その際、公正取引委員会と必要な調整を行うとともに、<u>社会医療法人等に係る医療税制との関係を整理する。</u></p> <p>(参考) 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定） 第2 具体的施策 I 「Society5.0」の実現に向けて今後も取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 観光 ③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ク) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実 ○滞在中に医療機関に受診する訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、多言語対応等の充実や訪日外国人の保険加入の促進等に取り組む。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>大目標：食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多目的機能の発揮、森林の保続培養と森林再生力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>中目標：農業の持続的な発展</p> <p>政策分野：力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	政策の達成目標	外国人観光客自身の適切な費用負担を前提に、予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みを構築するとともに、組合員をはじめとする地域住民に対する医療提供体制を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業協同組合連合会が行う医療保健業（厚生連等） 33 法人（H30 年 3 月 31 日現在）</p> <p>訪日外国人の診療を行う医療機関であって、地域的には観光地などの医療機関が見込まれる。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	医療機関が、訪日外国人に対して、診療の費用に見合った金額を請求することで、経営が安定するとともに、医療機関における訪日外国人の受入が進み、組合員をはじめとする地域住民に対する医療提供体制の維持に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会医療法人等は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している状況であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	17 — 4